

令和7年度 前期実施分措置状況一覧表（令和7年4月～令和7年9月分）

令和7年9月末現在

件名 金額 所管課 監査実施日	区分	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をいつから行うのか 対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価	評価の理由
川井地内町有地防草シート設置業務委託の内容(設置場所を含む)明示(6年度分) 436,700円 企画財政課 令和7年4月23日	意見	本業務は、自治会からの要望を受け、事業者により草刈り・伐採及び防草シートの設置を行ったものである。当該土地は現在、遊休資産の一つであり、今後その有効活用を図る必要がある。府内または課内における検討会議等の実施状況を確認されたい。あわせて、当該土地を含む遊休資産の活用方策について今後検討すること。	令和7年9月4日に、府内で町有物件を管理している部署の担当者により町有財産検討会議を開催し、遊休資産に関する情報共有を行いました。		△	町有財産検討会議の結果どのような活用となるのか、その会議内容を明示されていないことから、現時点では十分な措置とは言えない。
令和6年度大学連携事業負担金の内容及び負担金の算定根拠を明示(6年度分) 190,920円 企画財政課 令和7年4月23日	指摘事項	負担金の積算根拠は、多摩大学の学生が町内で実施した各種活動における延べ人数分の往復交通費相当額である。令和5年度及び6年度は負担金として支出されているが、包括連携協定書には負担金に関する明確な規定がない。 今後は、負担金として支出する費用負担の内容を明確化し、包括連携協定書に盛り込むよう検討されたい。あわせて、その対応状況について次回報告すること。	【令和7年5月22日例月出納検査】包括連携協定書に盛り込む件について、現在協議中であることを報告しました。 【令和7年8月22日例月出納検査】担当課は多摩大学と協議を行い、協定書に基づき「年度予算に応じて必要な費用を負担金として支払い、実際の支出内訳を町に明示する」旨を確認し協議書を締結した。今後の具体的な負担内容は、その都度協議し決定していくことを報告しました。	包括連携協定及び協議書の内容に基づき、適正な負担金支出を行うため、今後も隨時、大学側(多摩大学総合研究所)と綿密な協議・調整を行います。	○	協定書及び協議書により負担金の支出根拠が整理されており、今後も適正な支出に向けた調整を行っており、適切な措置が講じられていると判断する。
森林館改修工事の内容を明示(6年度分) 15,483,800円 教育課 令和7年6月26日	意見	令和6年11月21日の例月出納検査において、森林館改修工事に関し、費用対効果を意識した運営改善や入館者数の増加に努めるよう意見した。今回の支出は工事完了に伴う精算払いであるが、多額の費用であることから、今後も費用対効果を踏まえた運営と、鍾乳洞観光と連携した集客施策を推進すること。あわせて、鍾乳洞来訪者が森林館にも立ち寄るような仕組みづくりを行い、費用対効果の向上に努めること。	バードウォッチングや巨樹めぐり体験など、森林館スタッフによるガイドを令和7年10月から開始したほか、同年8月には自動販売機を設置し、森林館2階のガラス張りテラスを休憩スペースとして活用する方法を研究します。来館者にくつろぎと学びの場を提供できるよう努めます。また、鍾乳洞利用者に対して、案内看板の設置等の対策を検討します。		○	集客施策や施設活用の改善策を実施・検討していることから、適切な措置が講じられていると判断する。なお、今後は、案内掲示板の設置等により、森林館の知名度向上にも一層努められたい。

【評価】○改善された：意見・指摘事項に対し、必要な改善措置が既に実施され、適切に対応が完了しているもの。

△対応中（不十分）：一定の対応は行われているものの、改善が十分でない、または継続的な対応が必要であるもの。

×未実施：意見・指摘事項に対する改善措置が行われていない、又は対応が確認できないもの。

令和7年度 前期実施分措置状況一覧表（令和7年4月～令和7年9月分）

令和7年9月末現在

件名	区分	監査結果(指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をいつから行うのか 対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価	評価の理由
金額						
所管課 監査実施日						
小丹波西生活雑排水路直接淨化施設撤去工事(前払金)の撤去理由及び工事内容を明示 14,300,000円 環境整備課・(企画財政課) 令和7年7月24日	意見	当該施設を含む一部の未利用施設については、施工が先延ばしとなった結果、撤去費用が増加したケースである。今後は、同様の事態が想定される対象物件について、主体的に施設の状況を把握し、優先順位を付けて計画的に撤去を進めるとともに、適正な予算執行に努めること。	活用の見込みがない町有施設の解体撤去については、補助金等がなく、全て町単独費用での施工となります。解体撤去の必要性は理解しておりますが、町の予算状況も厳しいことから、他の事業との優先度を見極めつつ判断していきたいと考えております。	当該施設については、設置目的を果たしたこと、また地主から撤去を求められたことから、工事を実施し、更地にして返還します。	○	優先順位を考慮しつつ計画的に撤去工事を実施しており、適切な措置が講じられていると判断する。 なお、今後は町有財産検討会議の協議状況等について、定期的な報告をお願いしたい。
再生可能エネルギーPR館における観光案内等業務委託(4ヶ月分)の内容を明示 397,760円 観光産業課 令和7年7月24日	指摘事項	委託契約書の第3条(業務報告)には、「受託者は、毎月、来館者数等を記載した業務報告書を作成し、翌月10日までに委託者へ提出するものとする」と記載されているが、当該報告書の提出が遅れたことにより、支払いが翌月にずれ込んだとの説明であった。契約書に定められた事項については、契約に基づき適切に業務を遂行する必要があるため、受託者に対し契約順守の徹底を指導すること。また、その指導内容については、次回報告すること。 ・契約書への契約締結日未記載について 当該委託契約書には契約締結日の記載がない。契約書は重要な公文書であるため、作成時には十分注意し、書類不備が生じないよう確実に記載すること。	【令和7年8月21日例月出納検査】令和7年7月実施(6月分)の指摘事項である「再生可能エネルギーPR館における観光案内等業務委託の業務報告書提出遅延に伴う支払いの翌月繰り越し」について、担当課からは、受託者への契約順守の徹底および業務報告・委託料請求書提出のチェックリスト作成、提出確認の徹底を指導した旨の報告文書を提出しました。また、契約書の契約締結日未記載についても、書類作成時の注意徹底により不備を防ぐ旨を報告しました。	8月の例月出納検査以降、10月分まで、翌月10日までに報告を受け、翌月末までに委託料の支払いを行っており、契約書に定められている事項のとおり業務を遂行しております。今後も継続してまいります。	○	契約順守の指導と確認体制の徹底により、業務報告書提出や委託料支払いが適正に行われており、適切な措置が講じられていると判断する。
食育推進活動団体補助金について団体の活動内容及び補助規定を明示 1,404,700円 福祉保健課 令和7年8月21日	確認	奥多摩町食育推進活動団体補助金交付要綱」第2条に規定する補助金の対象団体の可否について、どのように判断しているのか、次回、根拠となる資料を添えて報告願いたい。	【令和7年9月25日例月出納検査】交付申請書、活動計画書、収支予算書等の書類が提出され、要綱第2条に定める対象団体に該当することが報告しました。	実施済み	○	提出書類により対象団体であることを確認した。適切な措置が講じられていると判断する。

【評価】○改善された：意見・指摘事項に対し、必要な改善措置が既に実施され、適切に対応が完了しているもの。

△対応中（不十分）：一定の対応は行われているものの、改善が十分でない、または継続的な対応が必要であるもの。

×未実施：意見・指摘事項に対する改善措置が行われていない、又は対応が確認できないもの。